

すべてのお客様

でんわユニット購入契約

表示価格は税込です

本書面は、ご購入の商品代金を一括、または割賦でソフトバンク株式会社にお支払いいただく契約の重要事項を説明するものです。

本書面に記載された実際の取引内容とあわせて、内容をご承諾のうえお申し込みください。

契約商品名	でんわユニット
製造者	日本裕展貿易株式会社
商品の種類	通信機器
数量	1

■一括購入(1回払い)の場合

売買契約成立日		商品の受領確認日		
お支払い 内容	一括購入価格	17,050円	お支払日	別途支払方法に準ずる
	お支払方法	☐ 座振替または クレジットカード支払い	お引き渡し	店頭または入荷後速やかに契約住所へ発送*1

■割賦購入の場合

割賦購入契約日		商品の受領確認日		
お支払い 内容	現金販売価格 または 一括購入価格	17,050円	お支払方法	☐ 座振替または クレジットカード支払い
	頭金	0円	お支払日	別途支払方法に準ずる
	割賦販売価格	17,050円	お引き渡し	店頭または入荷後速やかに契約住所へ発送*1
	●別途ご選択いただくお支払い回数に応じて、賦払金や支払期間が異なります。			
	分割回数		賦払金	支払期間*2
	選択可能な回数		11回まで 月額 1,421円 12回目 月額 1,419円	14ヵ月～18ヵ月
			23回まで 月額 711円 24回目 月額 697円	26ヵ月～30ヵ月
			35回まで 月額 474円 36回目 月額 460円	38ヵ月～42ヵ月
			47回まで 月額 356円 48回目 月額 318円	50ヵ月～54ヵ月
			59回まで 月額 285円 60回目 月額 235円	62ヵ月～66ヵ月
		実質年率		
		0.0%		

※お客様にご選択いただいた賦払金・支払回数・支払期間は、別途交付する書面またはMy SoftBankよりご確認ください。

※でんわユニットご購入の商品代金は、でんわユニットご購入のお申し込み時点の税率を適用します。

*1 必要事項が記入されたでんわユニット購入契約同意書・証明書貼付シートの返送が必要な場合、当社が返送書類を確認後に発送します。

*2 おうちのでんわのサービスご利用開始の遅れなどの理由によりご請求開始月が遅れた場合は、支払期間に記載の期間を最長として延長する場合があります。

本書面には、お申し込みについての重要な事項が記載されています。

本書面の内容をよくお読みのうえ、大切に保管してください。

(本書面は、契約成立後は割賦販売法第4条、および特定商取引に関する法律第5条または第19条の規定に基づく書面となりますので、大切に保管してください。)



ご契約について(ご注意)

お申し込みの際には、本書面記載の「でんわユニットに関する重要事項」、「個品割賦購入約款」、「割賦販売・個別信用購入あっせん等における個人情報の取り扱いについて」をよくお読みください。

■加入指定／個人信用情報機関への情報提供を行います。

①お申し込み内容の審査にあたり、お客様の情報を照会します。



②お客様の契約内容・支払状況を登録します(滞納情報を含む)。



③加入指定信用情報機関に支払遅延情報等がある場合、他のクレジット契約をすることができない場合があります。支払い遅延情報は、完済後も5年間は加入指定信用情報機関に記録が残る、他の加盟会員が審査のため利用できます。

※①～③の詳細は、「割賦販売・個別信用購入あっせん等における個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

■支払名義人がご契約者と異なる場合のご注意 ※ご契約者・お支払者ともにご確認ください。

加入指定／個人信用情報機関への照会および加入指定信用情報機関への登録の対象は、支払名義人ではなく、ご契約者の情報です。

<電気通信サービス解約時のお支払いについて>

お客様が契約される電気通信サービス契約と本契約とは別の契約です。本契約の成立後は、電気通信サービス契約を解約された場合でも、賦払金の支払義務は残ります。

でんわユニットに関する重要事項(割賦契約／売買契約)

すべてのお客様

<割賦契約および売買契約について>

・でんわユニットは一括購入と割賦購入のいずれかを選択することができます。

○一括購入(1回払い)の場合:17,050円

○割賦購入の場合

・分割回数は12回、24回、36回、48回、60回の中からお選びいただけます。

・割賦購入契約または売買契約成立後は、分割回数(一括支払い以外)の変更はできません。

分割回数12回:1,421円×11回、12回目のみ1,419円

分割回数24回:711円×23回、24回目のみ697円

分割回数36回:474円×35回、36回目のみ460円

分割回数48回:356円×47回、48回目のみ318円

分割回数60回:285円×59回、60回目のみ235円

※お客様よりお申し込みいただいた分割回数は本書面1ページにてご確認ください。

※現金販売価格(割賦販売価格)17,050円、実質年率は0.0%です。

※でんわユニットご購入の商品代金は、でんわユニットご購入のお申し込み時点の税率を適用します。

・でんわユニットの購入者はソフトバンク株式会社(以下「当社」とします)が提供するおうちのでんわ(以下「本サービス」とします)の契約者と同一である必要があります。また、法人・団体名義では購入できません。

・でんわユニットはお申し込み手続き完了後、お申し込みをされた店舗または配送にてお渡しします。また、でんわユニットの割賦契約または売買契約は、でんわユニットをお客様が受け取ったことを当社が確認した日に成立します。

※ただし、以下の場合については、割賦契約または売買契約を取り消す場合があります。なお、この契約解除に関する条件は、購入者の特定商取引に関する法律に基づくクーリングオフの権利を制限するものではありません。

○お申し込みから90日以内に本人確認書類が確認できない場合

○商品の発送から30日以内に商品を受け取らなかった場合

○商品を受け取り後8日以内に当社へ返品のご連絡をいただいた場合で、かつ商品が未開封・未使用の場合*

*インターネットまたはお電話でご加入されたお客様のみが対象です。

・本サービスの課金開始日を1日目として8日以内に、本サービスにおいて電波状態や通話品質などの不具合による回線接続不可の申告をし、当該申告を当社が承諾した場合、でんわユニットの割賦契約または売買契約のお申し込みはキャンセルとします。キャンセルの手続きが完了次第、でんわユニットを当社に返却してください。

<割賦購入契約および売買契約後の請求について>

・でんわユニットの賦払金の請求は以下のとおりです。

-本サービスの新規お申し込みと同時にでんわユニットを割賦で購入された場合は、本サービスの課金開始日が属する月の翌月から、賦払金を請求します。ただし、本サービスご利用開始の遅れなどの理由によりご請求開始月が遅れた場合は、支払期間が延長する場合があります(支払期間に記載の最長期間まで)。

-本サービスの契約成立後にでんわユニットを割賦で購入された場合は、購入したでんわユニットが利用可能になった日の属する月の翌月から、賦払金を請求します。

・賦払金は途中で残債一括支払いを選択することもできます(部分入金はできません)。

・でんわユニット一括購入の請求は以下のとおりです。

-本サービスの新規お申し込みと同時にでんわユニットを一括購入された場合は本サービスの課金開始日が属する月の翌月に、代金を一括で請求します。

-本サービスの契約成立後にでんわユニットを一括購入された場合は、購入したでんわユニットが利用可能になった日の属する月の翌月に、代金を一括で請求します。

・以下の場合でかつ賦払金の残債がある場合、翌月に残債分を一括請求します。

○契約者ご本人様が残債一括支払いを希望され、当社が承諾した場合

○支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった等の事由により、期限の利益を喪失したとき

・本サービスの品質の維持・改善・向上、新機能を提供すること等を目的として、会員に事前に通知する事なく当社の裁量により、当社のネットワークの規格・仕様等を変更、また自動的に当社の電気通信設備に接続し、接続機器に含まれるソフトウェアのバージョンを更新する場合があります。

個品割賦購入約款

割賦購入のお客様のみ

購入者は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）から割賦購入契約申込書（以下「申込書」といいます。）に記載の商品（以下「商品」といいます。）を、以下の条件及び申込書記載の各条件にて購入することを申し込み、ソフトバンクはこれを受託します。

第1条（売買契約の成立時点）

商品の売買契約（以下「本契約」といいます。）は、ソフトバンクが所定の手続きをもって承諾し、購入者に通知した時をもって成立するものとします。ただし、商品がAirターミナル、でんわユニットまたはメッシュWi-Fiフィルターの場合、当該商品の売買契約は、購入者が商品を受領したことをソフトバンクが確認した日をもって購入者に移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第2条（商品の引渡しおよび所有権の移転）

商品は、本契約成立後、直ちに購入者に引渡され、引渡し時に所有権が移転するものとします。ただし、Airターミナル、でんわユニットまたはメッシュWi-Fiフィルターの所有権は購入者が商品を受領したことをソフトバンクが確認した日をもって購入者に移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第3条（賦払金の支払期日・支払方法）

購入者は、申込書記載の金額の賦払金を、申込書記載の支払期日に、申込書記載の支払方法により、ソフトバンクに支払うものとします。またソフトバンクは、購入者に対して有する債権の請求並びに受領行為をヤフー株式会社その他第三者（以下、併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。なお、賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者が契約された3Gサービス契約その他の通信サービスに関する契約（以下「3G契約等」といいます。）が本契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、本契約は有効に存続し、各回の賦払金の金額、支払期日及び支払方法は従前のとおりとします。

第4条（商品の滅失・毀損の場合の責任）

購入者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかにソフトバンクに通知するとともに、申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第5条（住所の変更）

- (1) 購入者は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもってソフトバンクに通知するものとします。但し、購入者が契約された3G契約等の有効期間中は、3G契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。
- (2) 購入者は、(1)の通知を怠った場合、ソフトバンクからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、ソフトバンクが通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第6条（期限の利益喪失）

- (1) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 1. 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、ソフトバンクから20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 2. 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 3. 差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
 5. 商品の購入が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で、購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- (2) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、ソフトバンクの請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 1. 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 2. その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条（遅延損害金）

- (1) 購入者は、賦払金の支払いを遅滞したとき（(2)の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2) 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条（解除）

購入者が第6条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、ソフトバンクは、本契約を解除できるものとします。

第9条（費用等の負担）

- (1) 購入者は、ソフトバンクに対する賦払金の支払いに要する費用（送金手数料）をソフトバンクが請求する場合には、負担するものとします。
- (2) 購入者は、ソフトバンクが請求する場合には、支払いを遅滞したことによりソフトバンクが金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を別に支払うものとします。
- (3) 購入者は、賦払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由によりソフトバンクが訪問集金したときは、ソフトバンクが請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。
- (4) ソフトバンクが購入者に対して第6条(1)・1.に基づく書面による催告をしたときは、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。

- (5) 購入者がソフトバンクに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第10条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、ソフトバンクに商品の交換を申し出るか又は本契約の解除ができるものとします。

第11条（条件となる役務の提供に係る事項）

商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。

第12条（公正証書）

購入者は、ソフトバンクが必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類をソフトバンクに提出するものとします。

第13条（住民票取得等の同意）

購入者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、ソフトバンクが必要と認めた場合には、購入者の住民票等をソフトバンクが取得し利用することに同意するものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者の住所地、購入地、及びソフトバンクの本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（割賦債権の譲渡）

ソフトバンクは、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びにソフトバンクがこの場合に購入者の個人情報譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第16条（早期完済の場合の特約）

購入者は、当初の契約どおりに賦払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずるソフトバンク所定の計算方法により算出された申出月を含む期限未到来の分割払手数料の払い戻しをソフトバンクに請求できるものとします。ただし、ソフトバンク所定の請求締日後の申出の場合は、申出月の翌月以降に発生する期限未到来の分割払手数料の払い戻しのみを請求できるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

- (1) 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 1. 暴力団
 2. 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 3. 暴力団準構成員
 4. 暴力団関係企業
 5. 総会屋等
 6. 社会運動等標ぼうゴロ
 7. 特殊知能暴力集団等
 8. 前各号の共生者
 9. その他前各号に準ずる者
- (2) 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いてソフトバンクの信用を毀損し、またはソフトバンクの業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
- (3) 購入者が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、ソフトバンクが行う本条に関する必要な調査に応じない場合、当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であるとソフトバンクが認める場合には、ソフトバンクは、購入者との個品割賦購入契約の締結を拒絶し、または個品割賦購入契約を催告なしに解除することができるものとします。個品割賦購入契約が解除された場合、購入者は、当然に個品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (4) (3)の規定の適用により、ソフトバンクに損失、損害または費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また(3)の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合でも、購入者は、当該損害等についてソフトバンクに請求をしないものとします。

附則

第1条および第2条のメッシュWi-Fiフィルターに関する記載は、同商品の販売開始日より施行します

訪問販売・電話勧誘販売にてお申し込みのお客様へ

訪問販売または電話勧誘販売にてお申し込みの際には、以下の内容をご確認ください。後日、ソフトバンク株式会社（以下「当社」とします）より電話にてお申し込み内容を確認しますので、確認時にはお申し込み内容確認書類（以下「確認書類」とします）をご用意ください。

1. お申し込みについて

- (1) お申し込みの商品などは全て確認書類に記載されていますか。また、確認書類に記載のない約束事項はありませんか。
- (2) お客様が購入される商品の数量は、ご自身で決められたものですか。
- (3) 商品の内容・性能などの説明は、カタログなどに記載の内容どおりの説明でしたか。また、不確実な事項を確実であるかのような説明を受けていませんか。

2. クーリングオフについて

- (1) 本書面のクーリングオフに関する記載事項をよくご覧になりましたか。
- (2) 原則として、確認書類記載の「申込年月日」の日付が起算日となります。

3. 販売における以下の行為は、法律で禁止されています

- (1) 勧誘時に嘘をつくこと。
- (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざととやまないこと。
- (3) 脅迫まがいに契約を迫ること。
- (4) 契約をするまで長時間居座ること。
- (5) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。
- (6) 虚偽・誇大説明をすること。

1. 訪問販売、電話勧誘販売でお申し込みの場合、本書面とお申し込み内容確認書類の受領日を含む8日間は書面により商品の割賦契約及び売買契約等のお申し込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」とします）ができます。なお、当社が、割賦契約及び売買契約等のクーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、または威迫され困惑して割賦契約及び売買契約等のクーリングオフをしなかったときは、改めて割賦契約及び売買契約等のクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは割賦契約及び売買契約等のクーリングオフができます。ただし、営業のために若しくは営業としてお申し込みされた場合には、割賦契約及び売買契約等のクーリングオフはできません。
2. 売買契約等のクーリングオフについては、書面によるクーリングオフの他、クーリングオフ専用ページ（<http://ybb.softbank.jp/support/cooling-off/>）から通知を送信いただく方法によってもクーリングオフの通知が可能です。その他の電磁的記録による通知は対応いたしかねます。
当社宛に割賦契約のクーリングオフをする旨の通知（書面）を発信することをもって、同時に売買契約等のクーリングオフもしたものとみなされます。また、当社宛に売買契約等のクーリングオフをする旨の通知を発信することをもって、同時に割賦契約のクーリングオフもしたものとみなされます。ただし、一方の

契約のクーリングオフをする旨の通知において、他方の契約のクーリングオフをしない旨を記載している場合は、この限りではありません。

3. 割賦契約のクーリングオフをした場合、当社に対し、損害賠償または違約金を支払う必要はありません。
4. 割賦契約および売買契約等のクーリングオフをした場合①当社に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の返却に要する費用は当社の負担となります。②訪問販売により、商品を使用した場合でも、当社に対し商品代金等その他の商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。③当社に支払った金銭は速やかに当社から返還を受けられます。
5. 電気通信サービスに関するもの（電気通信サービス契約・契約事務手数料・基本使用料・通信料など）はクーリングオフの対象となりません。

割賦販売・個別信用購入あっせん等における個人情報の取り扱いについて

すべてのお客様

個人情報の取り扱いについての詳細および最新版は、ホームページ（<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/installment/>）をご確認ください。以下では要旨のみ記載いたします。

1. 個人情報の利用目的

ソフトバンク株式会社（以下当社といいます。）は、割賦販売・個別信用購入あっせん等を目的として、以下の利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を利用および第三者提供します。当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。

割賦関連業務における個人情報の取り扱いについて

1) 個人情報の利用目的

- ① お客さまからのお問い合わせへの対応、割賦販売・個別信用購入あっせん等に関する手続きのご案内および情報の提供等のお客さまサポート
- ② 割賦販売・個別信用購入あっせん等の提供可否判断、当該契約後のお取引状況管理
- ③ 課金計算
- ④ 料金請求
- ⑤ 賦払金請求および分割支払金請求（他社からの委託によるものを含む。）
- ⑥ 割賦販売・個別信用購入あっせん等の不正利用の防止
- ⑦ マーケティング調査および分析
- ⑧ 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- ⑨ 当社および他社の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内等
- ⑩ お客さまサービス向上に寄与するための情報提供をお知らせする通知
- ⑪ その他、法令に基づく対応等を含めた、割賦販売・個別信用購入あっせん等に必要な業務

なお、上記以外の目的で当該個人情報を利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただきます。

2) 加入指定信用情報機関、または加入個人信用情報機関等への個人情報の提供・照会・登録

1. 当社は、割賦販売・個別信用購入あっせん等（以下「対象契約」）の契約者（申込者含む）に関する個人情報を当社が加入する指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」）および当社が加入する個人信用情報機関（以下あわせて「加入指定／個人信用情報機関」）に提供することにより照会を行います。ただし、Yahoo! BBブランドで提供する商材およびY!mobileブランドで提供する商材の一部は、個人信用情報機関（株式会社日本信用情報機構）には照会しません。その際、個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査の為に、当社はそれを利用します。
2. 当社は、対象契約の契約者（申込者含む）に関する個人情報、客観的な取引事実を加入指定／個人信用情報機関に提供し、下表に定める期間登録します。ただし、Yahoo! BBブランドで提供する商材およびY!mobileブランドで提供する商材の一部は、個人信用情報機関（株式会社日本信用情報機構）には提供・登録しません。

提供・登録された情報は、加入指定／個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払い能力・返済能力に関する調査のために利用されます。

<登録される個人情報等とその期間>

登録情報	加入指定信用情報機関、およびその登録期間	加入個人信用情報機関、およびその登録期間
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左記（2）～（4）の情報のいずれかが登録されている期間	左記（2）～（4）の情報のいずれかが登録されている期間
(2) 対象契約の申し込みをした事実	当社が加入指定信用情報機関に照会した日から6か月間	当社が加入個人信用情報機関に照会した日から6か月以内
(3) 対象契約の契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払い回数等契約内容に関する情報、等、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定日等の客観的な事実	対象契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
(4) 返済状況に関する情報（債務の支払いを延滞した事実）	対象契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

加入指定／個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は下記のとおりです。また、対象契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、上記登録情報等を当該機関に提供・登録または利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<加入指定信用情報機関> 株式会社シー・アイ・シー（ http://www.cic.co.jp/ ）	
住所	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号	0570-666-414

※主に割賦販売などのクレジット事業を営む企業を会員とする割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

<加入個人信用情報機関> 株式会社日本信用情報機構（ http://www.jicc.co.jp/ ）	
住所	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14
電話番号	0570-055-955

※主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

＜提携個人情報情報機関＞ 全国銀行個人情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)	
住所	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号	03-3214-5020

※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。

上記の各個人情報情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人情報情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

3) その他第三者提供

- 1.当社は、当社商品の割賦購入または一括払いによる購入に関して、個品割賦購入契約および立替払契約の内容に基づく割賦債権等の債権を第三者に譲渡することを目的として、個人情報を書面の送付または電子的もしくは磁気的な方法等により債権譲渡先へ提供する場合があります。
- 2.当社は、対象契約の契約者（申込者含む）に関する個人情報と与信業務に関して提携する次の企業（以下加入指定／個人情報情報機関とあわせて「加入指定／個人情報情報機関等」）に提供する場合があります。

＜提携企業＞ SBペイメントサービス株式会社 (https://www.sbpayment.jp/)	
住所	〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー
電話番号	03-6889-2130

※当社が利用する与信・審査業務総合支援サービスの提供ならびに当社の与信に関する業務の一部の受託を行うソフトバンクグループ株式会社の100%子会社です。

4) 利用目的の変更等

利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとします。

【個人情報に関する問い合わせ窓口】

〈ソフトバンクの個人情報お問い合わせ窓口〉

個人情報の保護に関する法律に基づく、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

メールアドレス: privacy@ybb-support.jp

電話番号: 0088-210-051 (無料)

(一般電話・携帯電話・PHS・公衆電話からご利用いただけます)

受付時間: 9:00～17:00 (月～金)

(祝日、年末年始、設備点検日、システムメンテナンス日を除く)

〈日本クレジット協会 個人情報保護推進センター〉

(ソフトバンクの所属する認定個人情報保護団体)

(<http://www.j-credit.or.jp/customer/personal-consult/index.html>)

電話番号: 03-5645-3360

受付時間: 10:00～12:00、13:00～16:00 (土日祝、年末年始除く)

※加入指定／個人情報情報機関等および提携個人情報情報機関の連絡先は、それぞれのホームページをご確認ください。

販売店:ソフトバンク株式会社

<代表者>宮川 潤一 <住所>105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

お問い合わせ

0800-1111-820

(通話料無料)
※携帯電話からご利用いただけます。

<受付時間> 10:00~19:00

電話番号の前に「186」をつけてダイヤルすると、お問い合わせ時間が短縮できます。

※記載内容は2023年5月25日現在のものです。 ※記載の価格は特に断りがない限り税込価格です。 ※サービス内容および提供条件は、改善などのため予告なく変更する場合があります。 ※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

取扱店担当者の方へ:本書は必ずお客様へお渡しください。

202307

BMOU0071_JJS230703

ソフトバンク株式会社